

# 緊急案内!!

売上を上げたい、新商品・サービスを開発したい、効果的な販売促進をしたい方にお勧めです。

50万円（補助対象経費の2/3以内）の補助金で、  
今までやりたいけど出来なかったことにチャレンジしてみませんか？

## 平成29年度補正 小規模事業者持続化補助金のご案内

### ◆対象となる事業

小規模企業が作成した経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する**販路開拓等のための事業**。あるいは、**販路開拓等とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための事業**。

### ◆小規模事業者持続化補助金とは？

小規模事業者による経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助金（補助率2/3）が出ます。

\*ただし、下記の取り組みの場合、補助金額が変更となります。

- (1) ①従業員の賃金を引き上げる取り組み、②買物弱者対策の取り組み、③海外展開の取り組みについては、補助上限額が**100万円**
- (2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。（ただし、500万円を上限とします。）
- (3) 上記（1）と（2）の併用は可能です。（その場合でも補助上限額は500万円とします）

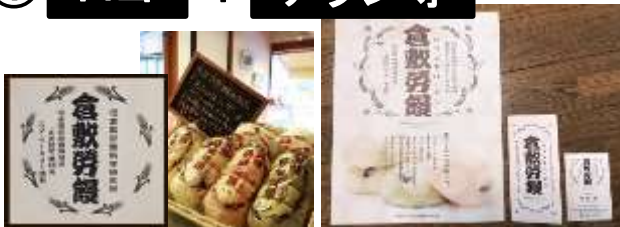
### ◆補助対象経費

#### 補助金を獲得した企業から、続々と喜びの声が届いています。

下記の13種類の費用の中から、自社の経営課題を解決するための対策を検討し事業計画にまとめることで、たくさんの成果が生まれています。

1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、10. 専門家旅費、11. 車両購入費（買い物弱者対策の場合のみ）、12. 委託費、13. 外注費

#### ① ロゴ + チラシ等



●ロゴ制作と各種印刷物でブランドを表現!!

#### ② 店舗改装 + 看板



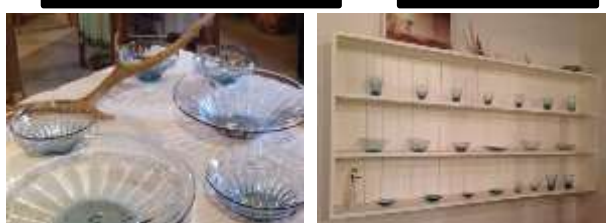
●カフェスペースを新設し、看板で表示!!

#### ③ ホームページ + 広告



●写真店専門の紹介サイトに登録、集客力UP!!

#### ④ 新商品開発 + 展示会



●試作品を展示会に出品、お客様から評価多数!!

申請までの流れ、詳細は裏面をご覧ください。

## ◆取り組み例

### (1)販路開拓等の取り組みについて (例)

- ・新商品を陳列するための棚の購入・・・【機械装置等費】
- ・新たな販促用チラシの作成、送付、ネット販売システムの構築や自社HPの制作・・・【広報費】
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加・・・【展示会出展費】
- ・新商品の開発・・・【開発費】
- ・国内外での商品PRイベント会場借上・・・【借料】
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言・・・【専門家謝金】
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）・・・【外注費】

### (2)業務効率化（生産性向上）の取り組みについて (例)

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減・・・【専門家謝金】
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装・・・【外注費】
- ・倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務の効率化・・・【機械装置等費】
- ・労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務の効率化・・・【機械装置等費】

## ◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

## ◆申請手順

「経営計画書」（様式2）・「補助事業計画書」（様式3）を作成して、備前商工会議所へ提出して「事業支援計画書」（申請に必要な書類）の交付を依頼してください。締切間際の場合には対応できないこともありますので、お早目をお願いいたします。

※計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

※様式は日本商工会議所 持続化補助金ホームページ(<http://h29.jizokukahojokin.info/>)からダウンロードして下さい。詳しい公募要領も同ページにあります。

●作成についての相談は備前商工会議所（TEL：0869-64-2885）までご連絡下さい。

1. 申込受付開始	平成30年3月9日（金）
2. 事業者 → 備前商工会議所 書類（様式2・様式3）提出締切	<b>平成30年4月20日（金）</b>
3. 備前商工会議所 → 事業者 様式2・様式3の内容確認・修正等作業 →完成後、他必要書類を事業者で用意 （様式1・5、CD-R、申告書・決算書等） 商工会議所が「事業支援計画書」を作成	事業者から様式2・様式3を 受理後、随時対応
4. 備前商工会議所 → 日本商工会議所 書類送付締切（事業者からの書類一式）	平成30年5月18日（金）
5. 採択結果公表	平成30年7月中（予定）
6. 補助事業実施期間	交付決定通知書受理後から 平成30年12月31日（月）まで

今すぐご相談を!!

備前商工会議所 経営支援部

備前市東片上230

TEL0869-64-2885